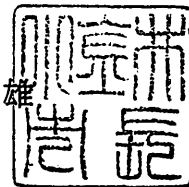




小総職発第111号
平成23年7月20日

小金井市特別職報酬等審議会
会長 藤井穂高様

小金井市長 佐藤和雄



平成23年度小金井市特別職報酬等審議会に係る諮問事項について（諮問）

このことについて、下記の項目を貴審議会へ諮問いたします。

記

諮問事項 小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

市議会内に設置する特別委員会は、今後とも益々多様化、急速に変化する社会情勢等に的確に対応するため、その重要性は常任委員会にとどまらず高まっており、その責務に対し、実態に合わせて委員長報酬を改定する必要があると考えるため、ご審議賜りたく、諮問いたします。

小金井市特別職報酬等審議会（第2回）次第

平成23年7月20日（水）午後4時00分から午後6時00分まで（終了予定）
小金井市役所本庁舎3階第一会議室

1 諮問書交付

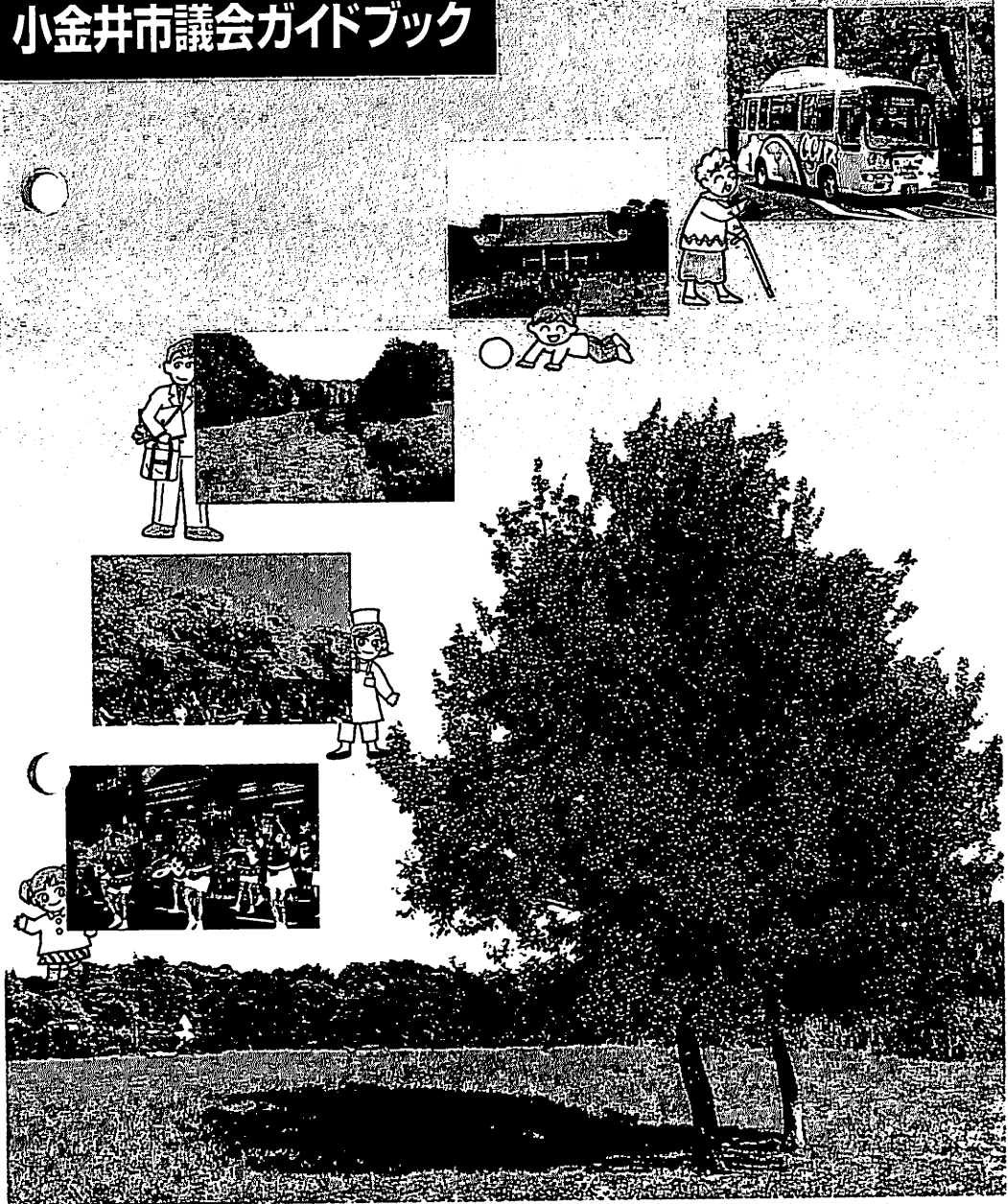
2 審議

議 題1 小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議 題2 特別職の退職手当の在り方について

3 その他

知ってみよう!
行ってみよう!
小金井市議会ガイドブック



各種議員・委員等一覧表

平成23年5月24日現在

名 称	氏 名
議 長	野見山 修 吉
副 議 長	中 根 三 枝
監 査 委 員	武 井 正 明
総務企画委員会	◎斎藤康夫 ○露口哲治 宮下 誠 森戸洋子 青木ひかる 村山秀貴 武井正明 渡辺大三
厚生文教委員会	◎遠藤百合子 ○鈴木成夫 中山克己 渡辺ふき子 水上洋志 関根優司 片山 薫 田頭祐子
建設環境委員会	◎紀 由紀子 ○板倉真也 小林正樹 漢人明子 中根三枝 野見山修吉 宮崎晴光 篠原ひろし
議会運営委員会	◎森戸洋子 ○宮下 誠 中山克己 漢人明子 宮崎晴光 斎藤康夫 渡辺大三
ごみ処理施設建設等 調査特別委員会	◎渡辺大三 ○渡辺ふき子 遠藤百合子 片山 薫 露口哲治 宮下 誠 板倉真也 森戸洋子 鈴木成夫 武井正明 篠原ひろし 斎藤康夫 田頭祐子
庁舎建設等調査 特別委員会	◎村山秀貴 ○漢人明子 中山克己 小林正樹 水上洋志 関根優司 中根三枝 紀 由紀子 青木ひかる 宮崎晴光 篠原ひろし 渡辺大三
議会報編集委員会	◎小林正樹 ○片山 薫 遠藤百合子 水上洋志 村山秀貴 篠原ひろし 斎藤康夫

◎ 委員長 ○ 副委員長

小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議会運営委員長」の次に「、特別委員長（予算特別委員長及び決算特別委員長を除く。以下同じ。）」を加える。

第2条中「議会運営委員長」の次に「、特別委員長」を加える。

第3条中「及び議会運営委員長」を「、議会運営委員長及び特別委員長」に改める。

第4条から第7条までの規定中「議会運営委員長」の次に「、特別委員長」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

議員報酬額表

区 分	議員報酬月額	備 考
議 長	575,000円	
副議長	520,000円	
常任委員長	500,000円	
議会運営委員長	500,000円	
特別委員長	500,000円	
議 員	490,000円	

備考 複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に該当する議員報酬月額のうち、最も高い額とする。

付 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長（<u>予算特別委員長及び決算特別委員長を除く。</u>以下同じ。）及び議員が受ける議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、<u>特別委員長</u>及び議員の議員報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>第3条 議長、副議長、常任委員長、<u>議会運営委員長及び特別委員長</u>にはその選挙された当月分から、議員にはその職についた当月分から、それぞれ日割計算により議員報酬を支給する。</p> <p>第4条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、<u>特別委員長</u>及び議員が、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたとき（以下「退職等」という。）は、その当月分までの議員報酬を日割計算により支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、<u>特別委員長</u>及び議員が公務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受ける議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>第3条 議長、副議長、常任委員長及び議会運営委員長にはその選挙された当月分から、議員にはその職についた当月分から、それぞれ日割計算により議員報酬を支給する。</p> <p>第4条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたとき（以下「退職等」という。）は、その当月分までの議員報酬を日割計算により支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が公務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p>	<p>区分の追加</p> <p>区分の追加</p> <p>区分の追加</p> <p>区分の追加</p> <p>区分の追加</p>

2 省略

3 削除

(期末手当)

第6条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長及び議員に対して、それぞれ基準日の属する月の末日までの間に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職等をした議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長及び議員（当該基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職等をした議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長及び議員にあつては、退職等をした日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては、100分の20、6月に支給する場合においては、100分の205、12月に支給する場合においては、100分の215を乗じて得た額に、基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長及び議員で当該任

2 省略

3 削除

(期末手当)

第6条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に対して、それぞれ基準日の属する月の末日までの間に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職等をした議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員（当該基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職等をした議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員にあつては、退職等をした日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては、100分の20、6月に支給する場合においては、100分の205、12月に支給する場合においては、100分の215を乗じて得た額に、基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員で当該任期満了による選挙により再び議員と

区分の追加

期満了による選挙により再び議員となつた者の期末手当に係る在職期間の計算については、これらのものは議員の職に継続して在職していたものとみなす。

表…省略

(支給方法)

第7条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長及び議員に対し支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)第6条第1項の例による。

別表(第2条関係)

議員報酬額表

区分	議員報酬月額	備考
議長	575,000円	
副議長	520,000円	
常任委員長	500,000円	
議会運営委員長	500,000円	
特別委員長	500,000円	
議員	490,000円	

備考 複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に該当する議員報酬月額のうち、最も高い額とする。

付 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

なつた者の期末手当に係る在職期間の計算については、これらのものは議員の職に継続して在職していたものとみなす。

表…省略

(支給方法)

第7条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に対し支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)第6条第1項の例による。

別表(第2条関係)

議員報酬額表

区分	議員報酬月額	備考
議長	575,000円	
副議長	520,000円	
常任委員長	505,000円	
議会運営委員長	505,000円	
議員	490,000円	

区分の追加

議員報酬額の改定

26市 市議会議員の議員報酬に係る調べ

26市 市議会議員の議員報酬 (条例本則)

(平成23年6月17日現在)

市名	議長	副議長	常任委員長	議会運営委員長	特別委員長	議員	適用年月日
小金井市	575,000	520,000	505,000	505,000	490,000	490,000	H5.10.1
八王子市	730,000	660,000	610,000	610,000	590,000	590,000	H23.4.1
立川市	668,000	604,000	560,000	560,000	560,000	560,000	H22.4.1
武蔵野市	670,000	600,000	550,000	550,000	550,000	550,000	H8.9.1
三鷹市	640,000	580,000	550,000	550,000	550,000	550,000	H7.12.1
青梅市	625,000	560,000	530,000	530,000	530,000	530,000	H9.1.1
府中市	650,000	570,000	550,000	550,000	550,000	550,000	H7.9.1
昭島市	610,000	550,000	540,000	540,000	530,000	530,000	H10.4.1
調布市	640,000	580,000	550,000	550,000	550,000	550,000	H7.12.1
町田市	640,000	580,000	550,000	550,000	550,000	550,000	H9.1.1
小平市	650,000	580,000	560,000	560,000	560,000	550,000	H8.4.1
日野市	625,000	560,000	550,000	550,000	545,000	545,000	H8.1.1
東村山市	558,000	506,000	495,000	495,000	495,000	485,000	H16.1.1
国分寺市	540,000	490,000	480,000	480,000	480,000	470,000	H5.12.1
国立市	575,000	515,000	500,000	500,000	490,000	490,000	H8.12.1
福生市	527,000	471,000	454,000	454,000	454,000	447,000	H7.4.1
狛江市	547,000	489,000	473,000	473,000	465,000	465,000	H22.4.1
東大和市	529,000	484,000	472,000	472,000	472,000	458,000	H8.10.1
清瀬市	477,000	439,000	429,000	429,000	429,000	418,000	H6.4.1
東久留米市	550,000	510,000	490,000	490,000	480,000	480,000	H10.10.1
武蔵村山市	505,000	458,000	445,000	445,000	435,000	435,000	H8.4.1
多摩市	590,000	538,000	508,000	508,000	503,000	503,000	H22.4.1
稲城市	498,000	454,000	432,000	432,000	424,000	424,000	H15.4.1
羽村市	520,000	450,000	440,000	440,000	430,000	430,000	H7.7.1
あきる野市	510,000	456,000	441,000	441,000	433,000	433,000	H7.9.1
西東京市	642,000	574,000	557,000	557,000	557,000	540,000	H22.4.1
小金井市を除く 25市平均(※)	588,640	530,320	508,640	508,640	504,480	501,320	

知事、副知事等の退職手当の特例に関する条例(群馬県)

平成十九年十月二十六日条例第六十号

- 1 知事、副知事、企業管理者、病院管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当に関する条例(昭和五十三年群馬県条例第二十五号。以下「知事等の退職手当条例」という。)第二条の規定にかかわらず、平成十九年七月二十八日において知事であった者、同年八月二十日において副知事であった者、平成二十年四月一日において企業管理者であった者、平成二十一年四月一日において病院管理者であった者及び平成二十年四月一日において教育長であった者には、これらの日を含む任期に係る同条の規定による退職手当は、支給しない。

一部改正〔平成二〇年条例二七号・二一年五〇号〕

- 2 知事等の退職手当条例第五条第一項に該当する者については、同項、同条第三項(第三号の部分に限る。)及び同条第四項の規定の適用を妨げない。

一部改正〔平成二〇年条例二七号・二一年五〇号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十年六月二十四日条例第二十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十一年六月二十二日条例第五十号)

この条例は、公布の日から施行する。

○市長等の退職手当の特例に関する条例

平成21年12月25日
条例第44号

(市長の退職手当の特例)

第1条 平成21年10月8日において市長の職にあった者(以下「市長」という。)の同日を含む任期(以下「任期」という。)に係る退職手当は、市長等の退職手当に関する条例(昭和56年条例第37号)第2条及び第3条の規定にかかわらず、支給しない。

(副市長等の退職手当の特例)

第2条 市長の任期中において副市長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員の職にあった者の退職手当は、市長等の退職手当に関する条例第2条、第3条及び第4条の規定にかかわらず、支給しない。

2 平成21年12月31日に副市長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員の職にあった者で、引き続きこれらの職にあるものの退職手当については、前項の規定にかかわらず、市長等の退職手当に関する条例第3条第2項の規定は、同項中「退職した日の属する月」とあるのは「平成21年12月」と読み替えて適用する。

3 市長等の退職手当に関する条例第4条第1項又は第2項に規定する者が退職した場合の退職手当については、第1項の規定にかかわらず、同条の規定は、同条第3項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第3号に掲げる額」と読み替えて適用する。ただし、当該退職が死亡による退職その他これに準ずる退職であるときは、同条第3項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第3号に掲げる額」と、同項第3号中「副市長等としての在職期間に通算された第1項各号に定める在職期間について、当該退職をした日におけるその者が本市以外の地方公務員、国家公務員又は通算職員としての退職の日を受けていた職務の級の号俸又は号給に相当する職務の級の号俸又は号給の額」とあるのは「第1項又は前項に規定する副市長等としての在職期間について、本市以外の地方公務員、国家公務員又は通算職員を退職した日後において、その者が引き続き当該職員として在職しているものとした場合に退職した日に受けることとなる職務の級の号俸又は号給の額を勘案して市長が定める額」と読み替えて適用する。

(平22条例1・一改)

(教育長の退職手当の特例)

第3条 市長の任期中において教育長の職にあった者の退職手当は、教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第23号)第6条及び第7条の規定にかかわらず、支給しない。

2 平成21年12月31日に教育長の職にあった者で、引き続き当該職にあるものの退職手当については、前項の規定にかかわらず、教育長の給与等に関する条例第7条第2項の規定は、同項中「退職した日の属する月」とあるのは「平成21年12月」と読み替えて適用する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年2月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 4

平成 23 年 7 月 20 日
総務部 職員 課

26 市の市長、副市長、教育長の給料月額等及び退職手当支給率

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

市 名	市 長 (条例本則)			副市長 (条例本則)			教育長 (条例本則)			
	給料月額 (円)	退職手当 支給率(1 年当た り)	退職手当 支給額 (円)	給料月額 (円)	退職手当 支給率(1 年当た り)	退職手当 支給額 (円)	給料月額 (円)	退職手当 支給率(1 年当た り)	退職手当 支給額 (円)	
1	八王子市	1,100,000	500/100	22,000,000	940,000	300/100	11,280,000	850,000	260/100	8,840,000
2	武蔵野市	1,070,000	400/100	17,120,000	900,000	300/100	10,800,000	810,000	270/100	8,748,000
3	調布市	1,050,000	400/100	16,800,000	910,000	300/100	10,920,000	810,000	250/100	8,100,000
4	小平市	1,050,000	400/100	16,800,000	900,000	300/100	10,800,000	810,000	250/100	8,100,000
5	三鷹市	1,050,000	380/100	15,960,000	890,000	300/100	10,680,000	830,000	250/100	8,300,000
6	多摩市	966,000	400/100	15,456,000	844,000	300/100	10,128,000	781,000	250/100	7,810,000
7	東久留米市	960,000	400/100	15,360,000	840,000	300/100	10,080,000	770,000	250/100	7,700,000
8	昭島市	1,000,000	380/100	15,200,000	880,000	300/100	10,560,000	810,000	250/100	8,100,000
					750,000		9,000,000			
9	府中市	1,080,000	350/100	15,120,000	940,000	300/100	11,280,000	830,000	200/100	6,640,000
10	町田市	1,060,000	350/100	14,840,000	900,000	300/100	10,800,000	820,000	200/100	6,560,000
11	立川市	1,050,000	350/100	14,700,000	909,000	300/100	10,908,000	806,000	200/100	6,448,000
12	狛江市	898,000	400/100	14,368,000	774,000	300/100	9,288,000	721,000	250/100	7,210,000
13	東大和市	895,000	400/100	14,320,000	766,000	300/100	9,192,000	710,000	250/100	7,100,000
14	西東京市	1,013,000	350/100	14,182,000	898,000	300/100	10,776,000	797,000	250/100	7,970,000
15	羽村市	885,000	400/100	14,160,000	765,000	300/100	9,180,000	715,000	250/100	7,150,000
16	青梅市	1,010,000	350/100	14,140,000	880,000	300/100	10,560,000	805,000	250/100	8,050,000
17	日野市	990,000	350/100	13,860,000	845,000	300/100	10,140,000	785,000	250/100	7,850,000
18	あきる野市	860,000	400/100	13,760,000	740,000	300/100	8,880,000	695,000	250/100	6,950,000
19	福生市	858,000	400/100	13,728,000	737,000	300/100	8,844,000	692,000	250/100	6,920,000
20	稲城市	854,000	400/100	13,664,000	740,000	300/100	8,880,000	695,000	250/100	6,950,000
21	武蔵村山市	853,000	400/100	13,648,000	740,000	300/100	8,880,000	691,000	250/100	6,910,000
22	小金井市	965,000	350/100	13,510,000	825,000	300/100	9,900,000	765,000	250/100	7,650,000
23	清瀬市	839,000	400/100	13,424,000	717,000	300/100	8,604,000	648,000	250/100	6,480,000
24	国立市	950,000	350/100	13,300,000	815,000	300/100	9,780,000	750,000	250/100	7,500,000
25	東村山市	943,000	350/100	13,202,000	801,000	300/100	9,612,000	740,000	200/100	5,920,000
26	国分寺市	900,000	350/100	12,600,000	770,000	300/100	9,240,000	710,000	220/100	6,248,000
	平均額	967,269		14,816,231	830,222		9,962,667	763,308		7,392,462

※退職手当支給額は、任期 4 年で退職した場合の額です。